

震災特例旅券法廃止法案

趣旨

東日本大震災から10年が経過し震災特例旅券(*)の発給の申請が行われることが想定されなくなったことから、震災特例旅券法を廃止する。

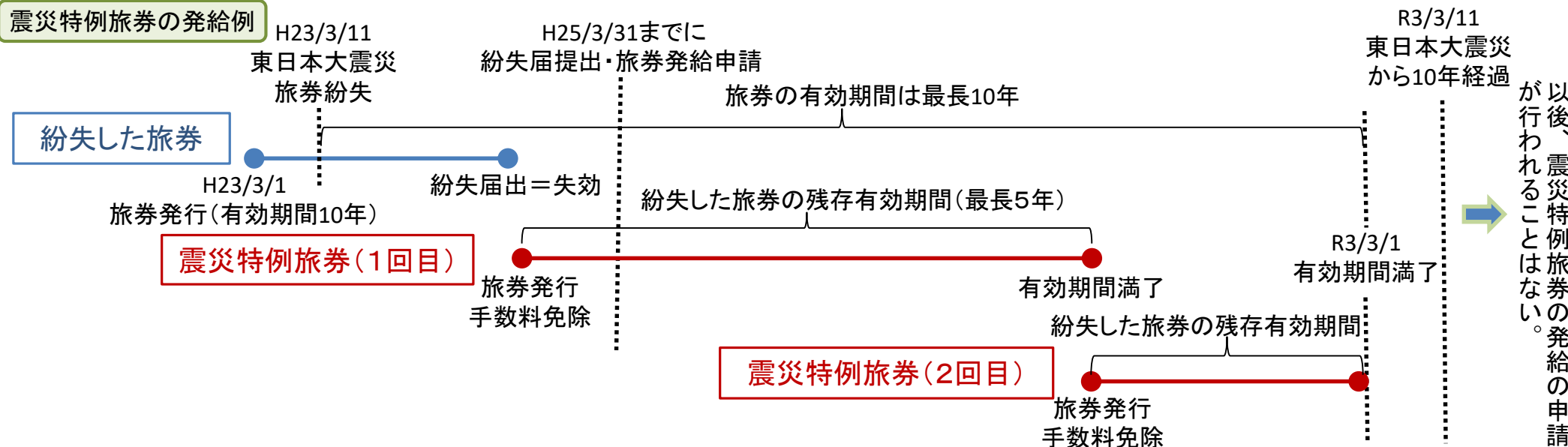
(*)震災特例旅券 東日本大震災により紛失した旅券の紛失届を提出した被災者に対し、旅券の残存有効期間(最大10年間)を有効期間の限度として無償で発給されていた旅券

現行の制度

○平成25年3月31日までに紛失届を提出し一般旅券の発給を申請した被災者に対し、紛失した旅券の残存有効期間を有効期間の限度とする旅券(震災特例旅券)を無償で発給。ただし、1回目に発給される震災特例旅券の有効期間は最長5年。

○紛失旅券の残存有効期間が5年以上ある場合、1回目に発給された震災特例旅券の有効期間の満了に当たって、紛失した旅券の残りの残存有効期間を有効期間とする2回目の震災特例旅券の発給を申請できる。

震災特例旅券の発給例



○平成23年3月11日から10年経過後、震災特例旅券法に基づき震災特例旅券の発給の申請が行われることはない。